令和2年10月1日

中間前金払制度の導入について

加東市では、建設業における工事請負業者の資金調達の円滑化のための取り組みとして、令和2年10月1日以後に締結する契約から中間前金払制度を導入します。

１　中間前金払制度とは

　　前払金を受けた工事を対象として、当初の前払金（請負金額の40％以内）に追加して、一定の要件を満たす場合に請負金額の20％以内の額を中間前払金として受け取ることができる制度です。

２　対象となる工事

　　請負金額が500万円以上であり、既に前払金を支出した建設工事が対象となります。

ただし、中間前金払いの請求前に部分払を行ったものは対象外です。

３　中間前払金の額

　　請負金額の10分の2以内

　　ただし、当初の前払金と合わせて請負金額の10分の６を超えることはできません。

４　中間前金払の認定要件

　　当初の前払金を受領していることを前提として以下の要件に該当していることが必要です。

　　①　工期の２分の１を経過していること。

　　②　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべき工事が行われていること。

　　③　既に行われた工事に係る経費が請負金額の２分の１以上の額に相当すること。

５　支払い条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規定に基づく保証事業会社の中間前払金に関する保証書を添付したうえで請求を行うことが条件となります。

６　部分払いとの併用

　　原則として1件の工事において中間前金払と部分払を併用することはできません。

ただし、別途、公告等で定めた場合は併用できる場合があります。

７　中間前払金の請求手続きについて

　　①　認定請求

　　　　受注者は、「中間前金払認定請求書」に下記の添付書類を添付して、中間前金払の要件を満たしていることの認定を加東市の工事担当部署に請求します。ただし、認定に疑義がある場合、追加資料の提出を求めることがあります。

　　　　〇添付書類

・**工事履行報告書（加東市の様式）**

・**工事の進歩状況を示した工程表**

・**主要工事等の進捗状況を示す写真**

　　②　認定調書の通知

　　　　加東市は、「中間前金払認定請求書」の提出後、直ちに中間前金払ができる要件を満たしているか否かを判断し、「中間前金払認定調書」で通知します。

　　③　受注者は、保証事業会社への中間前払金保証の申し込みを行います。

④　受注者は、保証事業会社から発行された保証証書を受け取ります。

⑤　中間前払金の請求

　　受注者は、「中間前払金請求書（任意の請求書）」及び保証事業会社が発行した保証証書を加東市の工事担当部署に提出し、中間前払金の支払い請求をします。

⑥　加東市は支払い請求を受けた後、原則１４日以内に受注者が指定する前払金専用口座に中間前払金を振り込みます。

発注者

（加東市）

受注者

（業者）

金融機関

保証事業会社

①認定の請求

②認定調書の通知

⑤中間前払金の請求

⑧支払

⑦支払請求

③保証申込

④保証証書の発行

⑥中間前金払の振込